

様式第2号 (第9条関係)

必ず内容を確認し、
左の口に✓を記入してください。

誓約書

誓約書は、事業計画書兼支給申請書
とあわせて提出してください。

公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

貴方改革助成金支給要綱(以下「要綱」という。)第9条に基づく助成金の支給申請を行うにあたり、
下記事項を確認し相違ないことをここに誓約いたします。

- 都内で事業を営んでいます。
- 常時雇用する労働者を2人以上、かつ、6か月以上継続して雇用しています。
- 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っています。
- 支給申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はありません。
- 従業員に支払われる賃金は、就労する地域の最低賃金額(地域別、特定(産業別)最低賃金額)を上回っています。
- 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していません。また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金を追加で支給しています。
- 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定(36協定)」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間(特別条項を付帯した場合はその上限時間)を超える時間外労働をさせていません。
- 労働基準法第39条第7項(年次有給休暇について年5日を取得させる義務)に違反していません。
- 前記以外の労働関係法令について遵守しています。
- 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っています。
- 都税の未納付はありません。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第21条の規定により助成金の支給決定の取消しを受けた場合には、これに異議なく応じます。

* 接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲ

- 代表者、役員又は使用人その他の従業員による暴力団、同条第3号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当により助成金の支給決定の取消しを受け

場合には、暴力団員等であるか否かの確認
* この誓約書における「暴力団関係者」
・暴力団又は暴力団員が実質的に経営
・暴力団員を雇用している者
・暴力団又は暴力団員を不当に利用し
・暴力団の維持、運営に協力し、又

- ・印鑑登録された印を押印してください。
- 〈法人の場合〉
- ・「企業等の所在地」及び「名称」、「代表者職・氏名」は登記簿どおりに記載
- 〈個人事業主の場合〉
- ・「企業等の所在地」の上に「個人の住所地」と記入し、住民票どおりに個人住所を記載
- ・「企業等の所在地」：個人事務所の住所を記載
- ・「企業等の名称」：個人事務所名を記載
- ・「代表者職・氏名」：個人事務所の代表者の個人名のみを記載

【厳守】事業計画書兼支給申請書の提出日と
同日を記入してください。

理事長が必要と認めた場合は、関係

- 本助成金()し提出する書類の内容は事実と相違ないこと、書類の写しは()て原本と相違ないこと及び財団の職員が()必要な事項についての確認や検査を行う際に対応します。

令和□□年△△月○○日

助成金支給後に本誓約書の内容に虚偽や不正が発覚した場合は助成金を返()します。

企業等の所在地 東京都千代田区飯田橋■丁目■番■号
 企業等の名称 株式会社○○○○
 代表者職・氏名 代表取締役 しごと 太郎 印